

dX インターネット FAX サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX インターネット FAX サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX インターネット FAX サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第2条（規約の変更等）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条（業務委託及び業務提携）

契約者は、当社が当社の責任において本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託する場合があることを承諾します。契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第4条（ビジネス d アカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が別途定めるビジネス d アカウント規約 (<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>)（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。）に基づきNTTドコモが発行した ID 及びパスワード（以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。）が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。
2. なお、契約者は、本サービスの申し込みを行ったビジネス d アカウント等について、契約者による本サービスの利用の目的に限り利用者に利用させることができるものとします。契約者は、本項に基づき利用者にビジネス d アカウント等を利用させる場合は、当該利用者に対してビジネス d アカウント等の管理を徹底させるものとします。当社は、当該ビジネス d アカウント等による本サービスの利用は、契約者による利用とみなします。ビジネス d アカウント等の管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等により契約者に損失や損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 契約者及び利用者がビジネス d アカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第5条（本サービスの利用契約）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が第 15 条（契約者の行為）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (4) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第 38 条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (6) 申込者の法人番号について当社が確認できなかったとき。
 - (7) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社間に成立するものとします。
 5. 契約者から本サービスの利用申込があった場合、当社又は当社の業務委託先は、当社が別に定める方法により契約者の本人確認及び拠点確認を行います（拠点確認は、固定電話番号を希望する契約者に限り行います）。契約者の本人確認を行うことができない場合、当社は本サービスの利用申込を承諾しません

第 6 条（サービスの概要）

本契約の期間中、当社は、本契約に定める条件に従い、電子メールを使用してファックスを送受信する機能を契約者に提供します。ファックスは、電子メールの添付ファイルとして送受信されます。

第 7 条（契約者の FAX 番号）

当社は、契約者が本サービスで利用を希望する FAX 番号として当社に申し込み当社が承諾した FAX 番号（以下「契約者の FAX 番号」といいます）を、契約者に割り当てます。契約者は、契約者の FAX 番号の変更又は削除を希望する場合、当社へ連絡してください。

第 8 条（契約者の機器）

契約者は、本サービスを使用するために必要なすべての機器（契約者自身のデスクトップ・コンピュータ機器、インターネットアクセス及び電子メールサービスを含みます。）を準備することにつき責任を負います。

第 9 条（再販禁止）

契約者は、契約者及びその関連会社の従業員、請負業者、コンサルタント及び代理人以外のいかなる者に対しても本サービスを再販売せず、リースせず、又はその他の方法による使用を許可しないことに同意します。

第 10 条（契約期間）

1. 初年度の契約期間は翌年の前月末日までとなります。（成立日が月途中の場合は応当日の属する月の前月末日までとします。例： 8 月 15 日から翌年 7 月 31 日まで）
2. 契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して 1 年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

第 11 条（料金）

1. 契約者は、本サービスを、年額 11,880 円（税込）（初年度は 10%OFF）で利用できます。なお、月間 150 枚の送受信可能枚数を含み、余った送受信可能枚数は翌月以降に繰り越しできません。また、月間 150 枚の送受信可能枚数を超えた場合、500 枚ごとに 3,300 円（税込）の送受信可能枚数追加オプションが自動課金されるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。送受信可能枚数追加オプションで余った送受信可能枚数は翌月以降に繰り越しすることができ、繰り越された送受信可能枚数は月間 150 枚の送受信可能枚数を消費した後に消費されます。なお、本サービスの利用期間中に消費税等その他税率等に改定が生じた場合には、法令等に従い、本サービスの料金についても改定後税率が適用されるものとします。
2. 利用契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。
3. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合があります。

第12条（支払方法）

1. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
2. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
3. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
4. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。

第13条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社のWebサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容をWeb等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第14条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第15条（契約者の行為）

1. 契約者は、本サービスを通じて送信するコンテンツについて単独で責任を負います。当社は、その単独の裁量により、契約者又は契約者が送受信される情報により、当社に何らかの法的責任が生じかねない、当社の他の顧客に提供する本サービスに中断その他の支障が生じかねない、又は当社のインターネットサービスプロバイダー若しくは他の供給業者のサービスの全部又は一部が利用できなくなると合理的に判断する場合、本サービスに関して必要又は適切な措置を講じる権利を留保します。契約者は、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを使用するにあたり、本サービスを介してある国から別の国に輸出される技術データの伝送に関する法令を含む、すべての適用法令を遵守すること
 - (2) 一方的なファクシミリ広告の配信を含む、違法な目的のために本サービスを使用しないこと
 - (3) 本サービスの電話番号を一方的な電子メール広告への応答リポジットリとして使用しないこと
 - (4) 第三者の著作権、特許権、商標権、企業秘密その他の知的財産権若しくは所有権又はパブリシティ権若しくはプライバシー権を侵害する目的で本サービスを使用しないこと
 - (5) 本サービスを通じて、違法な、嫌がらせの、中傷的な、虐待的な、脅迫的な、有害な、下品な、わいせつな、その他種類又は性質を問わず、好ましくない素材を送信しないこと

- (6) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (7) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (8) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (9) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (10) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (11) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (12) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
 - (13) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みません。） 、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、第 19 条（本ソフトウェアの所有権及び使用）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
 - (14) 本サービスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
 - (15) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
 - (16) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
 - (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (18) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (19) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (20) その他当社が不適切と判断する行為
2. 利用者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 3. 当社は、利用者の本条に規定する義務違反により利用者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第 16 条（利用者）

契約者は、契約者の企業アカウントを使用して本サービスにアクセスする及び／又は本サービスを使用するすべての利用者に対する責任を負うことに同意します。したがって、契約者に適用される本契約の条件、制限及び義務（契約者の支払義務を除きます。）は、すべての利用者にも適用されるものと解釈され、契約者は、利用者によるこれらの条件、制限及び義務の違反に対して責任を負うものとします。契約者及び利用者はそれぞれ、自身のアカウントのパスワード及びアカウント情報の機密性を保持することに全面的に責任を負います。適用される範囲で、契約者は、個人情報の保護に関する法律などに基づき要求される同意を、本サービスを介してデータを転送する前に、利用者から又はその他転送するコンテンツに関して取得し、本契約の期間中、かかる同意を維持するものとします。

第 17 条（ライセンス）

本契約の期間中、当社は、管理ツール及びその関連ドキュメンテーションを使用するための限定的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能なライセンスを、本サービスの契約者のアカウントの管理サービスを行うことのみを目的として、契約者に付与します。

第 18 条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

第19条（本ソフトウェアの所有権及び使用）

1. 当社は、著作権、商標権、企業秘密、特許権、並びにこれらに関連するその他の知的財産権、所有権及び財産権すべてを含む、本ソフトウェア及びそのすべての部分に係るあらゆる権利、権原及び利益（以下、総称して「本件知的財産権」といいます。）を保持します。契約者は、本規約等のいずれの規定も、本規約等で明示的に認められていない方法において本ソフトウェアを変更、改良若しくは操作するための、又は本ソフトウェア若しくは本件知的財産権を利用するための、明示的又は黙示的なライセンスの付与と解釈されないことを認め、これに同意します。
2. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
3. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第20条（データの取り扱い）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第21条（プライバシー保護方針）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、送受信するファックスに含まれる個人を特定する情報（以下「個人情報」といいます。）の保有者たる個人情報取扱事業者として個人情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託を受けて個人情報の取扱いの一部を受託するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供について第三者に業務委託をすることができるものとし、この場合、当該業務委託に必要な限度において、当該業務委託先に対し、個人情報を開示することができるものとします。
3. 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定めるプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）によります。

第22条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第23条（秘密情報）

1. 「秘密情報」とは、以下の各号に該当する情報を意味します。
 - (1) 一方の当事者（以下「開示当事者」といいます。）から他方当事者（以下「受領当事者」といいます。）に開示される情報であって、受領当事者に対する開示の時点で開示当事者により秘密として明確に指定される情報、又は一般に分別のある人が慣例的に秘密として扱う情報
 - (2) (ii) 契約者については、本サービス又は利用者のアカウントの有効化に関連して契約者から当社に提供された一切の秘密情報
2. ただし、秘密情報には、以下の各号に該当する情報は含まないものとします。
 - (1) 開示当事者が受領当事者に開示する前に公知であった情報

- (2) 開示当事者が受領当事者に開示した後に、受領当事者の本規約等に違反する作為若しくは不作為によらずして公知・公用となった情報
- (3) 開示当事者による開示の時点で既に受領当事者が適法に保有していた情報であって、当該開示の時点より前の受領当事者のファイル及び記録の内容若しくは受領当事者が保有する他の証拠能力ある証拠により証明されるもの
- (4) 受領当事者が第三者の秘密保持義務に違反することなく当該第三者から入手した情報
- (5) 開示当事者の秘密情報を使用若しくは参照することなく受領当事者が独自に開発した情報であって、受領当事者の文書若しくは受領当事者が保有する他の証拠能力ある証拠により証明されるもの

第24条（使用及び開示の制限）

いずれの当事者も、本サービスを提供若しくは使用する以外の目的又はその他本規約等において明示的に許容される以外の目的で、他方当事者の秘密情報を使用してはなりません。各当事者は、他方当事者の秘密情報又は本規約等の条項を開示せず、また自己の従業員、請負業者、コンサルタント及び代理人による開示を防止するために、合理的な注意を払うものとします。いずれかの当事者が、法律、規制、法的手続き又は証券取引所の規則により、他方当事者の秘密情報又は本規約等の条項を開示することを要求又は要請された場合、当該当事者は、法律上認められる範囲で速やかに他方当事者に通知するものとし、他方当事者の要請があれば、かかる開示に抵抗するため、又は情報の開示を制限するために他方当事者がその費用負担においてとる合理的かつ適法な措置に協力するよう、商業上合理的な範囲で努力するものとします。

第25条（契約者による保証）

契約者は、当社に対し、次の各号に関する事項を約束します。

- (1) 契約者が適法に設立され、有効に存続しており、かつ本契約を締結し、本契約上の義務を履行するための法律上の権能及び権限を有していること
- (2) 契約者を代表して本契約を締結する者には本契約を締結する正当な権限が付与されており、その者が本契約の申込をした時点で、本契約は契約者の有効かつ法的拘束力のある義務となること
- (3) 契約者及びその利用者による本サービスの利用が、サービス効力発生日時点及び本契約の期間中において、いかなる形でも適用法令に違反しないこと

第26条（保証の否定）

本サービス及び本ソフトウェアは「現状有姿」かつ「利用可能な状態」で提供されます。当社は、明示的か黙示的かを問わず、あらゆる種類の保証をすべて明示的に否認します。これには、商品性及び特定目的に対する適合性の黙示保証が含まれます。当社は、本サービス若しくは本ソフトウェアが中断されないこと、適時に提供されること、安全であること若しくはエラーがないこと、又は本サービスを介した通信が送受信されることについて、いかなる保証も行いません。当社は、本サービスを通じて送信されたメッセージ又は本サービスを通じて締結された取引を介して購入又は取得された商品又はサービスについて、いかなる保証も行いません。当社は、本サービスにより維持又は送信されるメッセージその他コンテンツの削除、破損、又は保存の失敗について、いかなる責任も負いません。契約者が当社から得た声明は、口頭か書面かを問わず、本契約において明示的に行われていない保証を創出するものではありません。一部の法域では特定の保証の除外が認められていないため、法律で認められていない範囲において、上記の除外の一部が適用されない場合があります。本条は、契約者に付与される可能性のある、本合意書に明記されている救済手段を制限するものではありません。

第27条（責任の制限）

契約者は、自らの責任において本サービスを利用するものとし、本サービスにおいて行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。契約者が本サービスを利用することにより当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を賠償するものとします。また当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

第 28 条 (賠償額)

1. 第 2 7 条 (責任の制限) により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスにかかる料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社の損害賠償の範囲は、理由の如何を問わず本サービスの 1 か月分の利用料金 (年額を 12 で除した額) を上限とします。
2. 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第 29 条 (終了)

契約者及び利用者に付与された本ソフトウェアのライセンスはすべて、本契約の満了又は終了時に自動的に終了します。さらに、契約者及び利用者に付与された本ソフトウェアのライセンスはすべて、契約者又はその利用者のいずれかが本規約の規定を遵守しなかった場合、当社からの通知なく直ちに終了します。ただし、当該違反が単独の利用者にも関係する場合、契約者が違反に関する当社からの通知を受領後 5 営業日以内に違反を是正する限り、契約者及びその他の利用者のライセンスは終了しないものとします。契約者又は特定の利用者に付与された本ソフトウェアのライセンスが終了した場合、契約者又は当該利用者は、本ソフトウェアのすべての使用を中止し、本ソフトウェアのすべてのコピーを破棄しなければなりません。

第 30 条 (本サービスの中断、停止)

1. 契約者は、以下の事由により本サービスが中断又は停止される可能性があることを了承し、これに同意します。
 - (1) 当社が、本サービスで使用するシステム (以下、「本システム」といいます。) の保守、点検等の作業を実施する場合。
 - (2) 当社が、本システムのバージョンアップ、技術仕様の変更等の作業を実施する場合。
 - (3) 本システムに何らかの障害、機能不全が生じた場合。
 - (4) 火災、停電、天災など不測の事態が生じた場合。
 - (5) 本サービスで利用する電気通信役務が提供されない場合。
 - (6) 本契約成立後に行う転送不要郵便による契約者の拠点確認が完了しなかった場合。
 - (7) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (8) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (9) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (10) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。
 - (11) その他、当社が中断又は停止を必要と判断した場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第 13 条に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等は行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第 31 条 (本サービスの提供停止等)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第 5 条 (本サービスの利用契約) 第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第 15 条 (契約者の行為) 又は第 14 条 (届出義務) に違反したとき。

- (3) 第 12 条（支払方法）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
 - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (6) 契約者がビジネス d アカウントを解除したとき。
 - (7) その他本規約等に違反したとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が第 33 条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
 3. 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第 32 条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合、当社は事前にその変更、追加又は廃止の内容について第 13 条に定める方法により契約者に通知するものとします。
3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第 33 条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日 1 か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (2) 第 31 条（本サービスの提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (3) 第 15 条（契約者の行為）に違反したとき。
 - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第 5 条（本サービスの利用契約）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
 - (9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
 - (10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
 - (11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。
4. 第 3 項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第 34 条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第 35 条 (損害賠償)

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

第 36 条 (協議義務)

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があります、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

第 37 条 (存続)

当社及び契約者のそれぞれの義務のうち、その性質上本契約の終了又は満了後も継続するもの（本件知的財産権、秘密情報、責任制限及び保証に関する義務を含みます。）は、本契約の終了又は満了後も存続します。

第 38 条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 39 条 (契約者の地位の承継)

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第 40 条 (譲渡禁止)

契約者は、当社の書面による事前の同意なしに、本契約又は本契約に基づく権利若しくは義務を譲渡、委譲又は移転してはならず、これらの試みはすべて無効となります。本契約は、両当事者並びに各々の承継人及び認められた譲受人に対する拘束力を有し、これらの者の唯一の利益を目的とするものであり、本規約等のいかなる規定も、本契約に基づく権利をその他の当事者に付与せず、又は付与するものと解釈されません。

第 41 条 (独立契約者)

両当事者は、独立契約者の地位を有し、本規約等のいかなる規定も、雇用主と従業員、本人と代理人、パートナー又は合弁参加者を含む、その他の関係に両当事者を置くものとはみなされません。

第 42 条 (権利放棄の否定／可分性)

本規約等のいずれの規定の権利放棄も、当該権利放棄の実施対象である当事者が署名した書面による場合でなければ有効となりません。一方の当事者が本契約に基づく自己のいずれかの権利を行使しないことは、当該権利又はその他の権利の将来の行使の放棄とはみなされません。本規約等のいずれかの条項が裁判所により無効と判断された場合でも、本規約等の残りの条項は有効に存続し、影響を受けません。

第 43 条 (不可抗力)

いずれの当事者も、本契約に基づく履行の遅延又は不履行（金銭の支払を除きます。）のうち、自らの合理的な支配が及ばない事由（天災、地震、洪水、第三者による労働争議、公共事業の縮小、停電、爆発、市民暴動、破壊行為、暴動、戦争、政府の行為及び第三者の作為又は不作為を含みます。）によるものについては免責されます。上記により免除された当事者の義務及び権利は、遅延の根本的原因の存続期間に相当する期間、日単位で延長されます。

第 44 条 (合意管轄)

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 45 条 (準拠法)

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 46 条 (統合)

本契約は、当該契約の主題に関する両当事者の完全かつ最終的な了解事項を表明するものであり、以下の各号に優先します。

- (1) 書面か口頭かを問わず、当該主題に関する両当事者間の従前のすべての合意又は伝達
- (2) オンライン契約若しくはクリックラップ契約又はそれらの条件（本規約等に明示的に言及される場合を除きます。）
- (3) 本サービスに関連する購入注文書又はアンケートに記載される条件

第 47 条 (解釈、副本)

本契約で使用される文言は、相互の意図を表現するために両当事者によって選択されたものであり、厳格な解釈の原則はいずれの当事者にも適用されないものとします。本契約の見出しは、参照のみを目的としており、本契約の意味に影響を及ぼすものではありません。「含む」とは、「含むがそれに限定されない」という意味です。本契約は、複数の副本で締結することができ、そのすべてを合わせて単一の契約を構成し、ファクシミリ又は.pdfにより交換される署名は、本契約の有効な締結及び交付を構成するものとします。

第 48 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則 (令和 5 年 12 月 20 日 CAS 3 サ 000400000652-01)
(実施期日)

本規約は令和 5 年 12 月 22 日から実施します。

附則 (令和 6 年 4 月 16 日 CAS 3 サ 0004000007-04 号)
(実施期日)

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。

附則（令和6年9月24日 CAS3サ000400001615-01号）
（実施期日）

この改正規定は令和6年9月30日から実施します。